



加工貿易（来料・進料）・一般貿易製造の採算

NNA連載第1016回



加工貿易（来料・進料）・一般貿易製造の採算

執筆者：水野コンサルタンシーグループ代表 水野真澄

執筆日：2023年7月30日（NNA連載第1016回）

No.140

1. 一般貿易と加工貿易

加工貿易とは、原材料を輸入し、加工後の製品を輸出することを前提に、税関から原材料の保税輸入を認められる制度。
その結果、輸入関税コストがかからず、また、増値税についても、課税額を縮小できる。





2. 課税方式と採算比較

採算比較をするにあたり、以下を前提とする。

● 前提

原材料：1,000 **完成品**：1,200（関税が課税された場合は、採算確保のために輸出額に関税額を加算）

原材料に対する関税率：10% **増値税課税率**：13%

増値税輸出還付税率13%と10%の場合を双方比較。

① 原材料全量輸入・製品全量輸出の場合

1) 増値税の還付率が13%の場合（還付の欠け目無し）

来料加工・進料加工・一般貿易を比較すると、以下の通り。

- 来料加工 関税・増値税共に課税なし。
- 進料加工 関税は免除。増値税負担は0
不還付額（納税額）が、 $(1,200 - 1,000) \times (13\% - 13\%) = 0$ となるため。
- 一般貿易 一般貿易の場合は、輸入時に、 $1,000 \times 10\% = 100$ の関税と
 $(1,000 + 100) \times 13\% = 143$ の増値税が課税。

但し、**一般貿易**の場合、この前提（還付の欠け目が無し）では、製品輸出時に143の増値税は全額還付される（還付枠が不足する場合は、翌月に繰り越し）。

結果として、一時的な増値税負担は有るが、最終的に増値税コストは解消されるため、**税コストは関税100のみ**。



2) 増値税輸出還付率が10%の場合（還付の欠け目が生じる場合）

- 来料加工 関税・増値税共に課税なし。
- 進料加工 関税なし。増値税は6。

$$\text{不還付額（納税額）} = (1,200 - 1,000) \times (13\% - 10\%) = 6$$

- 一般貿易の場合 関税コストは上記1)と同様100。

増値税は、不還付額が以下の通りとなるため、それが増値税コストとなる。

$$\text{不還付額} = (1,200 + 100) \times (13\% - 10\%) = 39$$

⇒ 39が増値税コストとなり、104（143 - 39）は還付対象。

結果として、**関税100、増値税39の合計139が税コスト。**

3) 結論

この前提では、有利な順は、来料加工⇒進料加工⇒一般貿易。

一般貿易の場合は、輸入関税がコストとなる事と、増値税還付の欠け目が有る場合は、その計算基準が大きくなる（輸出FOB全体を計算対象とする）ため、加工貿易より不利。

来料と進料の比較は、来料は、増値税課税はないものの、仕入増値税の負担が有れば、それが全額原価になる。

進料加工は、還付の欠け目が有る場合は、一定の増値税コストが発生するが、それを超過する部分は輸出還付が可能。

両者のバランスで、来料と進料の有利・不利が分かれる。



② 原材料一部国内調達・製品完全輸出の場合

ここでは、1,000の原材料の内、600を輸入し、400は国内調達原材料を使用するものとする
(国内調達は、転廠形式ではなく、非保税原材料の購入)。

1) 増値税の還付率が13%の場合 (還付の掛け目が無し)

- 来料加工 **関税なし・増値税コスト52** (仕入時の増値税400 × 13%を原価処理)
- 進料加工 **関税なし・増値税なし** (不還付税額が無いため)。
- 一般貿易 原材料輸入時の関税は $600 \times 10\% = 60$ 。
増値税は、輸入時に $(600 + 60) \times 13\% = 85.8$ 、国内調達時に52。
最終的に、関税がコストとなり、増値税は、(還付の欠け目が無いので) 全額還付可能。
結果として、**関税コスト60、増値税コスト無し**。

2) 増値税輸出還付率が10%の場合 (還付の掛け目が生じる場合)

- 来料加工 **関税なし・原価処理原材料52**
- 進料加工 **関税なし・増値税コスト18**
不還付額 (納税額) = $(1,200 - 600) \times (13\% - 10\%) = 18$
- 一般貿易 **関税60**がコスト。更に、増値税の不還付額は、 $(1,200 + 60) \times (13\% - 10\%) = 37.8$
であるため、これが税コストとなる (関税・増値税合計97.8)。

3) 結論

この前提においては、**進料加工⇒来料加工⇒一般貿易の順**。

来料加工は、仕入増値税の全額を原価とする必要が有るため、国内調達原材料が有り、仕入増値税が発生する前提の場合、輸出還付・仕入控除が認められる進料加工と比較して、一転して不利となる。